

福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第3期）中間評価支援業務委託仕様書

1 履行場所 福岡市保健医療局総務企画部保険医療課

2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

令和5年度に策定した福岡市国民健康保険医療費適正化計画（以下「計画」という。計画期間：令和6年度～令和11年度）の中間評価にあたり、計画前期に実施した取組みの評価と特定健診結果やKDBデータ等の健康・医療情報を活用した被保険者の健康状態や医療費の現状の分析を行うことで、計画の進捗状況の確認と計画目標を達成するために既存の取組みの見直しを含め必要な取組みの検討を行う。

4 業務内容

受託者は本市から提供する下記のデータ等を使用して分析を行い、計画前期の評価、現状分析、計画目標の達成状況の評価を行う。また、計画の目標達成状況の評価結果に基づき、市が課題を分析する際に必要な情報提供や検討支援を行い、中間評価報告書案を作成する。

（1）計画目標の達成状況の評価

受託者は、本市が提供する各種データを使用して、計画目標達成のために実施した個別事業の評価を行うとともに、目標の達成状況の評価を行う。

評価にあたっては、必要に応じて行政区別、校区別、受診場所別（集団、個別健診）毎の評価を行うこと。

（2）報告書素案の作成及び検討資料の作成支援

上記（1）をもとに、計画中間評価の報告書素案を作成すること。報告書素案は概要版と本編を作成する。

また、報告書素案をもとに本市が行う検討会議等の資料作成を支援すること。報告書素案等の作成にあたっては、グラフや図表等を効果的に用いるなど、理解しやすい資料となるように工夫を凝らすこと。

（3）報告書案の作成

上記（2）の結果を踏まえ、計画中間評価の報告書案の作成を行うこと。報告書案は本市において加工できるよう、WordやExcel等で作成すること。様式はA4縦とする。

報告書案及び報告書案作成に用いた資料等についてはデータによる納品とする。

（4）福岡市との業務分担

計画は、「データヘルス計画」、「給付適正化計画」、「特定健診・特定保健指導実施計画」で構成されるが、上記（1）～（3）については、下記のとおりとする。

区分	福岡市	事業者
データヘルス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供 ・分析結果に基づく評価 ・課題解決のための事業検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計データの集計、現状分析 ・市が提供する個別事業（取り組み）分析結果データの集計、グラ

		<p>フや図表等作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標達成状況の分析 ・その他市が行う分析評価・事業検討の支援
給付適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供 ・現状分析、課題抽出 ・個別事業分析、評価 ・課題解決のための事業検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供するデータや各種統計データの集計、グラフや図表等作成 ・その他市が行う分析評価・事業検討の支援
特定健診・特定保健指導実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供 ・分析結果に基づく評価 ・課題解決のための事業検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計データの集計、現状分析 ・市が提供する個別事業（取り組み）分析結果データの集計、グラフや図表等作成 ・計画目標達成状況の分析 ・その他市が行う分析評価・事業検討の支援
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の検討、報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の作成、検討資料の作成支援

（5）業務に関する打ち合わせの実施及び報告

業務に関する市との打ち合わせを適宜実施するものとし、打ち合わせにおける協議事項等の議事概要について、打ち合わせ終了後速やかに書面により報告すること。

5 契約締結後のスケジュール（予定）

令和 8年 4月	委託契約、データ提供（令和6年度分。令和7年度分は8月初旬までに順次提供。）
令和 8年 5月～8月	データ分析
令和 8年 8月	報告書素案の提出
令和 8年 9月	報告書（本編及び概要版）案の提出
令和 8年10月～	福岡市内部における内容検討（※適宜、修正内容を反映）
令和 8年11月	データ追加提供（R7年度法定報告分等）
令和 8年12月上旬	報告書（概要版）の暫定版の提出
令和 9年 3月	報告書（本編及び概要版）の原稿データ納品

6 提供データ

	データの概要	帳票名
ア	給付適正化計画関連	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルファイル ・P D F ファイル

イ	特定健診等検査結果ファイル 令和4年4月健診分～令和8年3月健診分 (特定健診対象者 約188千人／年、 特定健診結果データ 約55千件／年)	・エクセルファイル ・法定報告PDF
ウ	(国保及び後期高齢者) KDB 帳票	・csv出力データ
エ	保健事業評価・分析システム帳票 ※令和7年度で終了し、令和8年度から 「データヘルス事業支援システム（新システム）」に移行予定。	・csv出力データ
オ	その他評価等に必要と認められるデータで、 貸与可能なものがあれば提供する (個別事業評価に関するデータ等)	・csv出力データ・エクセルファイルデータ ・PDFファイル ・紙媒体

※提供予定のデータについては、別紙の提供データ一覧を参照のこと。また、上記の他、必要なデータについては、別途、市と協議の上、提供する。

※また、本委託業務では個人情報を取り扱うことから、LGWAN、セキュリティ便等セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、データの受け渡しにかかる費用は受託者が負担すること（下記の外部サービスの利用の要件を満たさない場合に要する費用を含む）

なお、本委託業務を履行するにあたり利用する外部サービス（クラウドサービスその他の事業者等の府外組織が一般向けの情報システムの一部または全部の機能を提供するサービスのこと）については、市が求める必要書類を提出の上、各要件を満たすこと。

7 その他

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、福岡市と十分協議すること。
- (2) 本委託業務を行うにあたって、仕様書に定めのない事項またはこの業務に関して疑義が生じた場合は市と協議の上、決定すること。
- (3) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適

用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。